

規 則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十六号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第七号までの規定中「㊦㊧㊨」を「㊩㊪」に改め、「㊭」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。